

木曾岬町農業委員会総会会議録

平成31年4月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

平成31年4月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
3番	伊藤	正人
4番	花井	豊彦
5番	山田	徳仁
6番	藤井	保之
7番	岡村	なつ枝
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木	斉
佐藤	義博
伊藤	敏則
伊藤	浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	平松	孝浩
事務員	多賀	達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	平松	孝浩
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

今日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、0名です。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、平松 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、平松 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、大橋光則委員、岡村なつ枝委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は田、1筆、■■■■㎡、畑、2筆、■■■■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされま

す。

3ページの申請番号1番及び2番について、区分は賃借権、申請地が1番は[]、地目 畑、地積 [] m²の1筆、2番は []、地目 田、地積 [] m²と []、地目 畑、地積 [] m²で、賃貸人は1番が []、2番が []、賃借人は []です。

当該申請は太陽光発電設備用地としての転用で、隣接地の状況は、北と南、東側が宅地で、西が道路となります。雨水排水の計画は、申請地内で集水して西側道路側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地区分は、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

次に、事項書の4ページ「議案第2号 農用地利用集積計画について」についてですが、利用権の設定に係るもの貸付人1戸、借受人1戸の、筆数が []筆で、面積は [] m²です。

6ページの農用地利用集積計画から、整理番号001番の利用権の設定を受ける者は []、利用権の設定を行う者が []で、地目、田の面積が [] m²の []筆です。利用権等の存続期間、設定期間は []年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の7ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [] kgの物納となります。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後 7時 5分 〕

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7時10分 〕

議 長 「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに「伊藤敏則委員」をお願いします。

伊藤敏則 特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。
次に「山田徳仁委員」のご意見ををお願いします。

山田徳仁 自己の敷地内であり、道路側に安全対策としてフェンスも設置するため、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井保之 それでは採決に入ります。それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

議 長

(挙手全員)

伊藤浩二

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。次に「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
続きまして、「議案第2号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は

挙手願います。
(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時15分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

平成31年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員